

<<定款の変更について>>

第 39 回定時総会において、定款の変更が承認可決されました。主な改定ポイントについて下記にお知らせいたします。

定款変更<1>

定款の変更(外国法人の入会の件)

今後の国際化を見据えて、日本に登録していない外国法人が、法人会員（準会員）として入会できるよう、定款を変更する。定款の変更にも関係ない関連して下記規程を制定し、定款、規程ともに 2020 年 5 月 20 日より施行する。

※定款変更に伴う規程制定

①協会規程 3-1「法人会員に関する規程」の制定

(旧) 3-1「入会申込書の処理に関する覚書」および(旧) 3-2「入会金及び会費に関する規程」を統合改称し、(新) 3-1「法人会員に関する規程」を制定する。なお、(旧) 3-1「入会申込書の処理に関する覚書」および旧 3-2「入会金及び会費に関する規程」は(新) 3-1「法人会員に関する規程」の制定をもって失効とする。

②協会規程 3-4「個人会員に関する規程」の制定

上記の協会規程(新) 3-1「法人会員に関する規程」制定に伴い、協会規程(旧) 3-4「個人会員に関する覚書」を改定改称し、(新) 3-4「個人会員に関する規程」を制定する。なお、(旧) 3-3「個人会員に関する覚書」は、本規程の制定をもって失効とする。

.....

定款変更<2>

定款の変更(役員、顧問および参与の報酬の件)

源泉徴収の対象範囲が変更されたことにより、定款第 26 条および第 27 条に定める役員、顧問および参与の報酬上限額を変更する。

以上